

平成 29 年度第 2 回療育支援専門部会 議事概要 (H29.10.6)

1 開 会

障害福祉事業課長挨拶

2 議 題

(1) 報告事項

① 障害福祉における最近の状況について

(2) 審議事項

① 第六次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る素案について

② 障害児等療育支援事業について

(3) その他

① 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正について

3 その他

(出席) 佐藤部会長、吉田副部会長、石井委員、江ヶ崎委員、小野委員、小熊委員、國井委員、鈴木委員、竹内委員、田中委員、谷口委員、長谷川委員、林委員、福留委員、前本委員、山本委員、吉野委員

(欠席) 小島委員、新福委員、田熊委員

(20:06 終了)

○会議概要

・岡田 障害福祉事業課長の挨拶

皆様、こんばんは。障害福祉事業課長の岡田でございます。本日は、お忙しい中、また、足元の悪い中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に御理解と御協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

7月に開催いたしました第1回療育支援専門部会では、第六次千葉県障害者計画の骨子案等について、ご審議いただいたところでございます。そして、いただいたご意見を踏まえ修正した骨子案について、9月8日に開催した総合支援協議会、いわゆる六次計画の策定推進本部会において、他の専門部会の骨子案とともに、ご審議をいただき、全体として、了承をいただいたところでございます。

本日の会議では、内閣府で検討を進めている障害者基本計画案の概要を報告させていただいた後に、第六次千葉県障害者計画の素案、それから、来年度の障害児等療育支援事業の募集要領案について提案させていただきますので、委員の皆様には、忌憚のない活発な御議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

・議事

【佐藤部会長】

それでは、委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。配付されております、会議次第に沿って、議事を進めさせていただきたいと思ひます。まず、報告事項 ① 障害福祉における最近の状況について、事務局からご説明

をお願いします。

【障害福祉事業課 池田班長】

資料1、2-1、2-2、3を説明。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から、大きく3つについて、ご説明がありましたことにつきまして、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。また、この後、本文の検討等にも時間をかけなければなりませんので、次の議題に移りたいと思います。

それでは、次に、議題(2)審議事項①第六次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る素案について、事務局から説明をお願いします。

【障害福祉事業課 池田班長】

資料4、5-1、5-2、6、6-2、6-3を説明。

【佐藤部会長】

説明ありがとうございます。それでは、今から7時半過ぎぐらいまで、皆様から、ご意見をいただきながら、中身をさらに検討したいと思います。いかがでしょうか。

【田中委員】

資料5-1の5ページの下から6行目の医療型障害児入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する予定とありますけれども、これは恒久化するということが、3月8日に決定していますので、ここは予定ではないということです。

それから、3ページの上から6行目、緊急時や家族の病気などの際のレスパイトとありますけれども、病気などの際や、レスパイトはそれとは関係なく、レスパイトということで、際のではないと思います。

それから、資料5-2の数字が入れてないというところで、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所箇所数を照会しているから、数値が入っていませんということでしたけれども、いついつまでに、各市町村なり、圏域に一つということが、その数が目標になるのではないかと思います。その数を入れていただいているのではないかと思います。

【佐藤部会長】

ご指摘ありがとうございます。3ページの病気とレスパイトは分けて記載していただくということは確認させていただいてもよろしいでしょうか。5ページのみなし規定の部分ですが、恒久化することになったということでもよろしいでしょうか。

【障害福祉事業課 池田班長】

国の会議資料では予定と記載されておりましたので、国に確認して、省令改正等で決定されているということであれば、文言を修正したいと考えております。

【佐藤部会長】

確認をよろしくお願ひします。資料5-2の目標の記載の仕方ですけれども、純粹に、圏域ごとあるいは各市町村の数を入れてもいいのではないかと、ご指摘がありましたけれども、これについては、いかがいたしましょうか。各市町村の計画等を踏まえて、少し現実的な数値にするかどうか、ご意見等はございますか。

【谷口委員】

目標を記載することは当然、大事なことだと思いますが、県内をみていると、やはり作りたくても作れない。なぜならば、人がいないからというような事情を抱えていたりとか、様々な地域があると思う。次年度以降に、全体の実態調査を予定されているはずなので、そこでやはりしっかりと要因を分析等した後、目標を設定するという文言を盛り込むことの方が現実的にはよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【佐藤部会長】

今のご指摘は、具体的にどのあたりに文言を入れればよろしいですか。

【谷口委員】

文言が具体的に入るとするのは、障害のある子どもへの医療体制の充実のところで、今度、千葉リハが現状調査されるところで、たぶん、こういった資源調査がなされていくと思う。そこでどういった支援があれば、増やしていけるのか等があるので、調査のところに、そういったことを調査をして、対応策を検討しますとか、一層検討するというような方向性を入れるという形でいかがでしょうか。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。6ページの③または⑤のところに、具体的に記載していただくということによろしいでしょうか。

【山本委員】

これに関しては、熊本県が小児在宅医療支援センターを県から予算をもらって作って、全県的に具体的な要望を始めています。今回、医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置を、福祉圏域・医療圏域ごとにたぶん作る計画を立てられているかと思いますが、医療的ケア児に関しては、圏域を越えて考えていかなければいけない問題が結構多いので、やはり、全県

的な取り組みを取り入れていってほしいのですが、今の記載だと、圏域まで、県は市町村に任せてしまっているような状況が感じられるので、県としても全県的な協議会みたいなものとか、全体で議論するようなものを検討していただきたいと考えています。

【障害福祉事業課 池田班長】

今、ご意見をいただきました、県全体のものにつきましては、医療、福祉、教育等の関係機関が集まった場である、障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会を障害福祉課の時に立ち上げております。それを県全体の協議の場として位置付けようと考え、新たに作るものではないため、計画には記載しなかったものでございます。

【山本委員】

それが、あまり現実的には見えてこない。私のところは、かなり実際に実践しているところですが、そこにそういった状況が伝わってこない。各市も苦勞している現実が、まだ、いっぱいあるので、今ある仕組みを活かしてもらってもいいんですけれども、それを発展していくようなものを、計画の文言に取り入れてほしいと思います。

【佐藤部会長】

それにつきましては、よろしくをお願いします。

【谷口委員】

今の山本先生の補足ですけれども、実は私、今、厚生労働省の政策研究で、山本先生が今、お話をなさった、全県またいだ支援センターという構想が、当然、厚生労働省にもありまして、私は、コーディネーターのスーパーバイザーを育成するプログラムを開発しているんですけど、やはり、県内全域で1箇所、しっかりとした機関というのを設置する方向性は明確になっているところです。コーディネーターの育成とからんでくるところなんですけど、1県に1人はスーパーバイザー的な、1人というか、チームというふうに今言われているが、スーパーバイザーを置いていくという流れになってきているので、やはり、千葉県でも、千葉県は実は他の県に比べるととても進んでいる県なので、是非、山本先生がおっしゃったように、うまく、ある既存の組織を活かしながら、より拡充していける取り組みをもう少し文言として盛り込んでいくということが期待される場所ではないかということと、もう一つは、医療的ケア児というのは、重症度の高いお子さんだけではないので、やはり、軽度のお子さんで、発達障害と重複されているお子さんもいらっしゃいます。なので、今、お話のあった資料5-1の2ページの放課後等デイサービスのところは、発達支援のお子さんだけの主語で文言が書かれているんですけれども、軽度の医療的ケア児等をはじめとうことで、もう少し広い対象を大きく支援していける放課後等デイサービスを目指すというようなところを

入れていただけるといいのではないかと思います。

【佐藤部会長】

ありがとうございました。千葉県はかなり進んでいる部分もあると言っただけだったので、それをさらに発展させていくということで、その点も記載していただければと思います。放課後等デイサービスについても、ご指摘のとおりかと思しますので、よろしくをお願いします。

【竹内委員】

田中さんのおっしゃった児童発達支援の箇所数について、話を戻しますが、重心型の児童発達支援については、命に関わる部分もありますので、数を増やせばいいのかという問題は、とても大きな問題だと思います。佐倉市内に私の事業所と、もう1箇所、計2箇所の重心型の児童発達支援があります。今度できたのですが、そこは何も知らないからできたみたいなどころがありますので、危険だなと思いつつ、やっているところがあります。保護者の方に教えてもらいながら、ちょっとずつ、それも大事なことだとは思いますが、そんなこともあるので、単純に箇所を増やす、数を書くということは慎重にした方がいいのかなというのが私の意見です。ただ、箇所を書かないでよくと、努力目標みたいになってしまうと、それで終わっちゃうという懸念が、田中さんにはあるのかなと思いますので、調査を元に、何年度から数を記載しますというような記載の仕方がいいんじゃないかなと私は思います。いかがでしょうか。

【佐藤部会長】

建設的なご意見ありがとうございました。先程、6ページの③もしくは⑤のところで、しっかり調査をやっていきましょうという、そういうことを踏まえながら、各市町村の目標を加味しながら、箇所数をどうするか、まだ、時間がございますので、事務局でさらにご検討いただければと思います。他の部分に関して、いかがでしょうか。

【吉野委員】

資料6をご覧ください、平成28年度で6,264人、月の延べ人数が77,111人とありますが、32年度で、11,751人、延べ約12万人と書かれています。この数字の根拠となるものが、どういうものなのかを事務局でご説明いただければと思います。放課後の事務局をしておりますので、何年かの数値の統計を取っている中で、人口割合にして、1万5千人に1箇所ですので、中学校区に1箇所というのが、適正な、高齢化率も関わってきますけれども、それぐらいのものが、学童が学校区の一つずつあるという併設の下で、それが一番適正な設置数で、現在、飽和状態と言われている市町村もあります。まだまだ足りない市町村もあります。ただ、高齢化率もありますので、40～47%ぐらいの高齢化率のところと、まだ20%ぐらいのところでは、設置の数が違うと思いま

すが、それぞれの市町村からの必要数があがってきたのか、それとも、発達障害児の増加率の予測のままで、これが来ているのかというのと、放課後ルームであるのか、学童保育であるとかという他の社会資源との関係性、連携の元にこの数字が出されたのかどうかというのをお聞きしたいところであり
ます。

【佐藤部会長】

それでは、事務局から、数値の根拠について、よろしくをお願いします。

【障害福祉事業課 池田班長】

この数字は、市町村から、現状のサービスの利用者数や、待機をされている方、サービスを利用したいけど利用できない方などの情報を元に、今後、3年間、これぐらいのサービス量が見込めるだろうということで報告していただいたものを、県全体として集計したものでございます。なお、本日は、県全体のものしか配付しておりませんが、9月8日に開催した本部会では、圏域ごとのデータも配付しております。お手数をおかけしますが、圏域ごとの情報については、県ホームページの本部会の配付資料から、ダウンロードしていただければと思います。

【佐藤部会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【前本委員】

資料4の中分類の(4)の障害のある子どもの医療・福祉サービスの充実のところ、今、医ケアのお子さんの話が出ていて、それは、この方向でやってほしいと思っていますし、ここに記載してあるとおりでいいかなと思っていますが、一方で発達障害、知的障害、強度行動障害のお子さんの向精神薬等に対応するような子がかかなりいるのですが、私も実際、外来をやっていて、必要な方に必要な医療が提供できていないんですけれども、そもそも医療機関につながらなかつたり、診ることのできる小児神経科医や児童精神科医が極端に足りないというようなことがあって、非常に危機的状況です。これは、小野委員が前回おっしゃいましたけれども、見落とすべきはないと思いました。是非、医ケアのお子さんだけ、医療があるのではなくて、発達障害のお子さんも医療が切り離せない。適切な診断、アセスメントがないと、支援する側が間違ってしまったたりするようなこともあるので、具体的にどうこうというよりも、そこに問題があって、県は認識しているということに記載していただきたいと思います。それに対して、かかりつけ医を養成しますということがあって、何らかのアクションを起こすというような部分が多少なりとも入っているわけですが、その根拠というのは、この骨子案の現状認識のところ、発達障害のお子さんの医療というのは非常に手薄である。福祉の場合は、お子さん本人や家族にしわ寄せがいつていると記載して

おくべきではないかと思えます。

それから、2点目、障害児等療育支援事業ですが、資料5-1の4ページの⑤で、障害児等療育支援事業を推進しとありますから、これは是非お願いしたいのですが、具体的に件数ではないので、数値目標から削除というものは構わないと思えます。一方で、推進するために、平成29年度と30年度の募集要領のどこに違いがあるのかというと、事実上、ほとんどない。この資料7-2で、結局、ずっと揉めてきましたのは、予算が頭打ちになった段階から、1人当たりの年間の回数制限について県から提案されたということがあるわけですね。散々、私はけんかをしたわけですが、それでも、それで事業所も態度を改めようということで、私が会長になった受託事業所の連絡協議会ができて、事業所だけで調整しましょうということで、限られた予算を必要な方に、必要な場所に提供できるようにという、事業所側の自主努力をしようということで始めたのが、県の回数制限が一向に変わってないとすると、推進しているとは言えないんじゃないかと思うので、このところはまた、別途取り上げていただきたいと思えます。

3点目は、療育支援コーディネーターについて、今までは推進しますと曖昧な表現でありましたが、実は、これは地域生活支援事業の中でも、県・国が3/4持ちますというインセンティブが過去の課長通達だけなので、各市町村は知らないという状況でしたが、今回、計画の中に、4ページの②で、複数の市町村が圏域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど広域での活動を促しますと、課長通達だけではなくて、この計画本文に載せていただけて、市町村がこれを見て、うちの地域でやろうかなと思ってくれるかもしれないので、大変感謝しております。

これは質問ですが、資料5-1の7ページの第2次県立特別支援学校整備計画というのは、33年度までに何がどのような形で展開されるのか教えてください。

【佐藤部会長】

(4)は医療問題で、医療的ケア児だけではなくて、発達障害なども当然ここに入るべきだろうというご指摘でした。実際に5ページの(4)の現状のところには、発達障害等のある子どもたちの中にも、医療的な支援が必要な子どもたちがいますということで記載されています。(4)の方にも、医療的ケア児の支援とあわせて、発達障害のある子どもを加えていただくことでよろしいでしょうか。

障害児等療育支援事業は、予算の確保もしていただいていると聞いていますので、推進しますという記載で良いのではないかと思いますけれども、他の委員の方々はどうでしょうか。この後の議論にも関わってきます。最後のところで、障害児等療育支援事業の県の要領を修正させてくださいというご提案があって、そことも関連してしまうのですけれども、その時でもよろしいでしょうか。

それでは、特別支援学校の推進計画について、事務局で把握されているこ

とがございましたらお願いします。

【特別支援教育課 鈴木指導主事】

特別支援学校整備計画は、県立学校改革推進課という部署が担当しているのですが、今、特別な支援を必要とする生徒が非常に増えています。そういったところで、特別支援学校が、今、狭隘化とって、生徒が増えて、教室が不足している学校がいくつかあります。そういったところをなるべく解消し、計画的に進めようということで、特別支援学校整備計画を作っています。今年度までに、新設校8校、分校2校ということで、計画に基づいて増やしております。新設校は、船橋夏見特別支援学校、栄特別支援学校とかを作って、狭隘化をなくしていこうと、29年度からについては、今、策定中ですが、パブリックコメントも終わって、近々、発表になります。根本は、子どもたちが増えて、学校が手狭になっている。それを解消するための計画だという感じにとらえていただければいいのかなと思います。

【前本委員】

さらに新設はないのですか。

【特別支援教育課 鈴木指導主事】

現在、策定中ですので、策定になったら、公表になりますので、よろしくお願いたします。

【佐藤部会長】

ありがとうございました。パブリックコメントを実施しているということですので、それを踏まえたものとなるようです。

【前本委員】

ちょっと補足と言いますか、先程、療育支援コーディネーターのところでは、それはそれでという話をしましたが、今後、発達障害の支援については、発達障害者地域マネージャーというのが置かれることになりましたので、そういったものも、今の個別の医ケアのコーディネーターを置きますという前から、療育支援コーディネーター事業が始まっていて、一部先行してやっていて、どれも全部、ある意味ではやっているわけですがけれども、そういった分業化というか、国が決めたことであれば、一応入れていただいて、住み分けをするなり、兼務するなりの方向を整理していただければいいかなと思うんですけれども、このマネージャーについてもコメントは何らかの形であった方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

【障害福祉事業課 池田班長】

発達障害者地域支援マネージャーにつきましては、県の発達障害者地域支

援協議会を今年度立ち上げまして、そこで、検討している段階でございます。まだ、県内にマネージャーと言われる者はおりませんので、これから、この協議会の中で、マネージャーの役割や機能等について検討していく段階でございますので、まだ、計画への記載が難しいかなということで触れていないところでございます。

【佐藤部会長】

その協議会で、いつ頃までに素案ができるのか、用途は全くわからないということでしょうか。

【吉田委員】

協議会そのものの記載をしてもいいのではないのでしょうか。今、千葉市と柏市で行っているかと思えます。ただし、数を増やす必要はないので、立ち上げて、こういうことを検討しているという文言を入れてみてはどうでしょうか。

【佐藤部会長】

そういう議論が始まっているということに記載していくということでしょうか。

【小野委員】

最後につけていただいている資料が、私ども自閉症協会の案で、検討されている資料に赤字で記載しました。今話題になりました、発達障害者地域支援マネージャーに関しても、(2)の障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化の取組みの方向性の④として、記載していただきたいと思えます。調べたところによりますと、発達障害者地域支援マネージャーというのは国の予算がついていて、現在既に32県で行われているという報告を受けています。千葉県でも先程の答えがありましたので、進めていただきたいと思えます。

【佐藤部会長】

小野委員の資料によりますと、3ページの④の赤字のところですが、いかがでしょうか。

【前本委員】

私は賛成です。

【佐藤部会長】

公に発達障害者地域支援マネージャーを配置していこうということが明らかになっていますので、検討中とはいえ、何年かのうちには実現されるのでしょうか。いかがでしょうか。

【障害福祉事業課 池田班長】

本日、相談支援専門部会も開かれておりまして、発達障害に関しては、その部会とも関連する部分がありますので、相談支援専門部会と調整しながら、子どもの部分の記載につきまして、これから内部で調整していきたいと考えております。

【佐藤部会長】

11月にも、もう一度、この部会がございますので、そこまでに他の部会とも調整していただいて、このマネージャーに関しては、先程の協議会の設置も含めて、計画への記載をご検討いただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

【林委員】

教えていただきたい点と、お願ひしたい点がござひます。(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実のところの7ページに取組みの方向性とありまして、その②、③に関わることです。まず、②について。不適応の個別のケースについて、児童発達支援センターなど関係機関と連携して解決を図りますということですが、こちらのセンターに所属されている方は、教育という立場の方もいらっしゃるのでしょうか。というのは、小学校の立場で申し上げますと、いろいろなケースで対応に苦慮しているところなんですけれども、それについてのアドバイスをいただくときに、特別支援学校の先生方がアドバイスしてくれる場合は、学校教育ということについて、ご理解いただいた上での学校の状況に応じたアドバイスがいただけるという点で非常にありがたいと感じております。特別支援学校のセンター機能の一つとしても、そういった機能を發揮していただけるものと非常に期待しております。ところが、それについては、この取組みの方向性の中にはあまり明確に書かれていないのではないかなど。小学校の立場としては、今後、特別支援学校のセンター機能の一つとして、小中学校に是非ご支援いただければなと感じておるところなんです。それに関連して、第六次千葉県障害者計画数値目標(案)の2ページ目の一番下のところに、特別支援学校のセンター的機能を主として担当する分掌・組織(例として、地域支援部等を設けている割合)が100%と記載されています。組織を設置していただくことは、非常にありがたいことではあるんですが、組織の設置のみならず、私も管理職の立場として、やろうと思えばできると感じています。だけど、それが実質的に機能できるような組織になっているかということがすごく大事なことで、私が知り合いから聞き及んだところによると、特別支援学校には、市町村に回る旅費もないので、いろいろニーズが上がってきても、なかなか対応できないんだよという声も聞かれました。それはお気の毒だなど、センター機能を發揮するにしても、先立つものがないとしたら、無理だろうなというところが、すごく残念に感じたところでありました。是非、特別支援学校のセンター機能として、相談支援ケースに対してのアドバイスをいただけるような

機会を今後とも充実させていただきたいです。②がどう関連するのかがちょっとよくわからなくて申し訳ないんですけども、②だけではなく、そういう部分も強調していただければ、ありがたいなあというのが②に対する意見でございます。

それから、③に関するお願いなんですけれども、ここに学校における特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図り、また、コーディネーターとして、複数教員を指名できるように努めるとあります。これも先程の特別支援学校の地域支援部と同じでありまして、指名はできるんです。だけど、実質的な機能ができるコーディネーターであるかということ、それは非常に難しいところがあります。なぜ、複数の教員を指名するように書かれているかというと、コーディネーターの仕事は非常に多岐にわたりまして、なかなか、一人では担いきれないということがあるからこそ、複数指名と言われているわけです。実際にはその学校の職員にもよると思うんですけども、職員が今、抱えている仕事はたくさんありまして、また、新学習指導要領対応ということで、地域に開かれた教育過程の充実のために、地域コーディネーターとしての役割も担っていかなければいけないとか、いろんな役割がどんどん入ってきます。いろんなコーディネーターが必要とされる中で、指名はしますが、実際は機能できないという状況もあります。ですから、ここを指名ではなくて、コーディネーターとして配置できるように努めるというようにしていただくと、非常に学校としてはありがたいかなと感じておるところでございます。

【佐藤部会長】

ご指摘ありがとうございます。事務局から説明等ございますか。

【特別支援教育課 鈴木指導主事】

学校の立場から、センター的機能も十分これからも推進してほしいというご意見をいただき、ありがとうございます。児童発達支援センターは管轄外なので、どういった方がいらっしゃるのかはわからないのですが、特別支援学校のセンター的機能に期待する意見は、課に持ち帰って伝えたいと思います。センター的機能については、法的な根拠がありますので、さらに進めていく必要があると思います。もう一点のコーディネーターの配置については宿題としてということで、ここでは即答できませんので、よろしく願います。

【前本委員】

今のは、教育の立場からだと思うのですが、学齢期は、お子さんは全部学校に行きますから、生徒・児童なわけですけど、その前に、家庭子であったり、一人の生活者である。福祉の側は、その生活している学齢期の年齢のお子さんをどうサポートするかというのが課題なわけで、そういった点から、福祉の資源が学校とジョイントする方向なんだろうと私は解釈しています。

実際に、どうしても、学校の先生方は、学校を通して、家庭をみるということで、家庭がうまくいってなかったり、そのお子さんの障害そのものが、土日や夜、長期休みを含めて、サポートがいるというときには、どうしても福祉の出番で、学校と福祉は組まざるを得ないんですけど、組んで始めてというのがあるので、そういった解釈でいいのかなと思っています。児童発達支援センターに元教員がいるかというのと、あまりいないです。私の施設も、職員が32人ですけど、元教員が一人なので、実際に、逆に児童発達支援センターの役割として、法的に学校全部を含めて、18歳まで相談に乗れるようになりなさいとなっているわけですけど、児童発達支援センターで一番多い職種は保育士なんで、保育士さんに高校生の年齢の子の悩みを学校と一緒に話し合っ解決できるかというのと、それはちょっと厳しいのかなと思いますので、児童発達支援センター側にもっと工夫をしないと、教員の方たちから信頼されるコメントはできないなと思います。しかも、力不足で、何もいまさらということなることを心配しています。ただ、学校さんをお願いしたいのが、学校の中だけで解決しようと思うと、どうしても家庭の立場がおろそかになるので、外から見ていて、本当に子どもの味方になってくれているのかと思う場合があります。そういう時に、親御さんがどこに相談に来るかというのと、福祉に相談に来ることがしばしばあるものですから、門戸を開けておいてほしいなと思います。いかがでしょう。

【佐藤部会長】

ご説明ありがとうございました。おそらく、②の解釈につきましては、前本委員のお話は教育だけでは解決できないことがあるだろうとのことだと思います。特別支援学校でも不適應困難事例はたくさんあるわけで、それを福祉や医療が一体的に対応していく必要性があるということだと思います。ありがとうございました。

【林委員】

だとすれば、②以外に、特別支援学校のセンター機能というところが、どこかに明記をされてもいいのではないかなと思います。

【佐藤部会長】

おそらく、③のところ記載をちょっと強めていただくような形になるでしょうか。ここの学校における特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るといふところあたりに、特別支援学校のセンター的機能、先程のいわゆる地域支援ということも含めて、加筆のご検討をいただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

【林委員】

せっかくですので、特別支援学校の校長先生にも、実際のところを伺えたら、ありがたいです。

【國井委員】

ありがとうございます。実際にセンター的機能ということで、特別支援学校、非常にニーズが高まっていますので、全力をもって、ここに記載のとおり、100%、すでにどこの特別支援学校も地域支援ということで頑張っているところです。また、ご評価をいただき、それがまた、励みにもなりますので、頑張れるなあと思っています。この文言については、今、前本先生がおっしゃったとおりの福祉的な立場からして、家庭を支える。その家庭を支えながら、子どもの教育的な課題を解決していくという視点での記載でしょうか、私はそれでいいかなと思います。特別支援学校のセンター的機能をここにどういうふうに記載するのかというのは、私の立場からは何とも言えません。事務局でどのように対応するかということなんですけど、今、部長がおっしゃったように③に少し記載していただければ、特別支援学校も役割が明確になり、地域との連携をしていけるといいかなと思っています。

もう一つ、今、特別支援学校にも困っている子はたくさんいるんだよと、そのとおりで、本当に福祉機関と絶えず、日々、連携していています。やっぱり、学校に家庭の事情で、子どもは学校に行きたいんだけども、ご家族の都合で来られない子、これをどうしたらよいかということで、たいへん、日々、お世話になっている事業所さんがありまして、毎日、連携をコーディネーターがとって、今日、来られるようにするにはどうしたらいいですか。わかった。自宅の近くの前まで行って、スクールバスに乗れるように努力する。母親に声をかけて、乗れるように努力するとか、今日は来られなかったけれども、今週は、何曜日と何曜日は家庭訪問をして、様子をみてみますとか、本当に日々、大変お世話になっているところです。助かっています。ありがとうございます。

【谷口委員】

学校関連のところ、7ページの④で、医療依存度が高くて、特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対して、訪問教育の充実に努めますとなっているんですけど、これ、実は文科省から10月に医療的ケア児のこれからのあり方ということで、検討会を開催して、私は委員になったんですけど、文科省の人とやり取りした時に、人工呼吸器が付いていても、まずは学校を目指すということをはっきりとおっしゃっていたので、この表現はちょっとまずいと思いますので、努力してても、行けないお子さんはいらっしゃるの、そういう方には訪問教育の充実に努めるということであれば、わかるんですけども、この文言だと始めから訪問教育ありきになっているので、ちょっと心理的に抵抗があるかなと思っています。

もう一つお願いしたいのが、資料5-2の2ページにあるコーディネーターの配置なんですけど、30年度目標29名ということで、実は日本訪問看護財団が、ある四国の県でコーディネーター研修をやったときに、1県から30名以上来ています。千葉県はその県より、かなり進んでいる県で、54市町村あるのに29という数字はちょっとさみしんじゃないかと思うので、せめて50にして

いただければと思います。よろしく申し上げます。

【佐藤部会長】

先程の7ページの④は、生徒に対して、その支援の充実に努めますみたいな記載でよろしいですかね。コーディネーターの数は、これはどうでしょうか。50という数字は決して高い数字ではなく、千葉県ならできるだろうということですが。

【谷口委員】

期待を込めて、できると思います。相談支援部会でも検討していただければ、29は少な過ぎると思います。今、現にやっている人は、これ以上いると思います。

【竹内委員】

7ページの④に関して、補足というか、特別支援学校に行けなくて、訪問になっているお子さんがいます。いろんな理由がありますがけれども、まず、医療依存度が高くてということで、人工呼吸器が付いていて、学校の看護師が対応できないという状態ですね。それがまず一つ。それは、学校の体制の問題ですので、学校が改善するのは当然やるべきことではあります。なので、このあたりは問題にならないと思います。もう一つは、家族送迎の問題です。医療的ケアがあるというだけで、スクールバスに乗れないんです。家族が送迎している。家族が、母親が自動車免許を持っていなければ、送迎できないんですね。それから、自動車の運転に自信がなければ、送迎ができないという状況があります。お母さんが風邪をひいたら休みです。この状況は放置していい問題ではないと思います。そのことも覚えておいてください。それから、お母さんの付き添いができない。お母さんの具合が悪かったり、お仕事があったりして、付き添いができないと訪問に行くということになってしまいます。その辺のことも考えないと。これ、このままだとまずいなという感じですね。それから、もう一つは、体調面ですね。体調の著しい不安というか、安定しない。不調ですね。体調が不調で来れない。これは仕方がないので、来なくても仕方がないんですけれども、学校にお願いしたいのは、どんなことがあっても、学校に通わせるように努力するというのが、学校の義務ですので、それをちょっと飛び越えちゃいけないなと思いますし、もし、書いていただくのであれば、そういったことを努力すると、家族の付き添い、家族の送迎、そういったものに対して、可能な限りの努力をするというふうに書いていただいた方がいいのかなと思います。

【谷口委員】

先程申し上げましたが、あり方検討会における検討内容をみながらという形でもいいのではないかと思います。

【佐藤部会長】

そうしますと、④のところは、そのような検討会があるので、検討の推移を見守りながら、支援の充実に努めるというようなことになりそうですでしょうか。

【石井委員】

特別支援学校の医療的ケアに医者として関わっているんですけど、千葉県では、呼吸器を付けながら、親の付き添いなしで通学している人は16名ぐらいいます。千葉は全くできていないわけではなくて、ただ全員ではない。それは、いきなり預けるということはできないので、最初は親御さんの付き添いが求められて、だんだん離れていくという形です。なので、看護師さんの力量についても、うちは今、看護師研修をかなり充実させていて、夏休みに下志津病院や千葉東病院とかの重心施設に行って、非常に実技的な研修で、カニューレの交換までやっています。そこまでやっている県はあまりないみたいですが、そういう面では、看護師さんが呼吸器のお子さんを怖がらずに受け入れる体制は、比較的、千葉県は進んでいる感じがします。ただ、一番ネックなのは、通学の問題だと思います。それに関しては、やっぱり、今のスクールバスを見直して、福祉タクシー的なもので通学するとか、そこに看護師を配置するとか、かなり予算をかけないと解決できないんじゃないかなと思いますので、そこはかなり次のステップとしてハードルの高いことなのかなと思います。

【國井委員】

今、特別支援教育課の鈴木指導主事がいらっしゃっていますが、福祉タクシーでの通学は、就学奨励費に該当されるので、それはできますよね。

【特別支援教育課 鈴木指導主事】

できるケースもあると思います。

【石井委員】

それを福祉ではなくて、教育のスクールバスとして、ああいった車で、子どもたちを送迎するという発想の転換をしていかないと。大型バスで送迎するという時代はもう終わっていると思います。

【佐藤部会長】

中身の濃い議論ができたかと思います。我々も、現状の認識を共有することができたのではないかと考えております。時間も押しておりますので、後1つか2つご意見がありましたら、お願いします。

【小野委員】

先程少し説明しましたが、私どもの意見は別紙で資料として配布させて頂

いています。2ページ目の取組みの方向性として、特に児童発達支援センターにおいてはこれから検討していくという話もありました。このことにつきまして、嘱託医、児童指導員及び保育士や機能訓練担当職員(機能訓練を行う場合)、重症心身障害のある子どもに対しては、看護師など医療的ケアの体制を整えられる適切な職員配置を推進するための支援を行うことを検討していただきたいと思います。先程もお話がありましたが、職員がただいるだけではなく、どのくらいの経験や専門性があるかというところが、一番問題になってくるのではないかと思います。その辺を充実した方を配置していただきたいと思います。

4ページ目の取組みの方向性③で、発達障害やその疑いのある子供を育てている親が安心して、というところのペアレントメンターについてです。現在、千葉県内にペアレントメンターが32名おります。先日会議がありましたので、実働数を聞きましたら、9月までで100件超えて行っているということでした。ただ、ペアレントメンターの研修を千葉県で行ったのがもう数年前なので、登録している方たちの年代が結構上がっています。自分のお子さんがもう学齢期を過ぎている親御さんが多いので、今の時代の情報がない中で、ペアレントメンターとして適切に情報を与えられているかという不安があります。できれば世代が偏らないことに留意するというのを配慮して、ペアレントメンターの育成、新しい方の掘り起こしが必要かなというところだと思います。

先日池田さんにご連絡してお聞きしたことです。今の医療的ケアの方法の実態調査ということで前回アンケートのお話がありました。5ページの強度行動障害のある子どもに対応する支援のところですが、現在県内の行動障害のある子どもたちの実態は把握されているのか、県内にどのくらいの人数的な子どもたちがいるのか、県が把握しているのかということが一つあります。そして把握した上で施策をしていただきたいと願っているところです。

⑦に追加で、現在、在宅の強度行動障害のある子ども達の支援がかなり難しくなっていることについてお伝えしたいと思います。やはり家庭の環境が整わないというのでしょうか、その子がパニックになったりするスイッチを押していたりとか、ちょっとした環境がその子にとって不穏を招くような状態になっているようです。改善していくためには 家庭から離すとか、医療とか、色々な立場の人たちが連携してチームを作って取り組まなければなりません。

まず、家庭から一旦離すという時に、生活環境を改善するために短期入所、必要に応じては入所が必要ということがあります。その場合、入所施設等の協力を得ないと改善になりにくいと思います。先日、一件、ケースで短期入所のある事業所にお世話になりたいということがありました。短期入所のある事業所は少ないと思うのですが、高等部1年生のお子さんがかなりパニックがひどい状態になってしまい、自傷行為、他害がひどくなった時に、一旦、家庭から離すという案も出ました。しかし、今から入所施設とやり取りして探すというのもなかなか難しいことで、結局、入院という形を取りまし

た。やはりこういう子たちの改善には、短期入所(入所)事業が県内にないと厳しいなということでこちらを追加させていただいています。

6ページの学校関係ですが、このような問題行動が起きた時に、現在起きているその問題の部分だけを見てもやはり根本的なものを改善するには至りません。しっかりアセスメントを取って、その子の崩れた原因がどこにあるかをしっかり理解して、皆さんでその情報や支援の仕方を共有して取り組んでいかなければならないと考えます。そのために、小中学校及び高等学校においてのアセスメント能力の向上ということをつけ足させていただきました。

【吉田委員】

今のアセスメント能力の向上というのは、すごく大事で、私も賛成なんですけど、あわせて、マネージメントというか、全体をまとめていくような部分も必要かなと、私はアセスメントとマネージメントが非常に重要かなと、マネージメントを入れていただけると大変ありがたい。

それから、先程の機能訓練士ですけれども、県の特別支援教育をみると、PT、OT、指導訓練士等、具体的な名称があがっておりますので、具体的な名称を記載した方がいいのかなと思います。

それから、どこに入れるかわからないんですけれども、人材の確保が課題です。私も昨日、一昨日と2箇所、施設を回ってきたんですけれども、やはり職員が足りません。専門職がいません。PTが欲しいけど来ない。もう一つは、ある事業所は保育士がいなから止めますということで、聞いてみると、やはり賃金です。工賃向上計画等、工賃については向上しましょうとあるんですけれども、職員の待遇改善をきちんとやりましょうというようなことは、全体の中に入れておかないと、介護の領域だって、当たり前介護職員の待遇改善をしましょうと記載されていますけれども、ここは妙に避ける傾向があるので、私は大胆に記載する。県の回数制限だって、金の問題ですから、必要な部分については、必要な手当をすることは、事業においても、人件費においても、大胆な記載が一行でもいいので欲しいなと思います。

【佐藤部会長】

貴重なご意見ありがとうございました。おそらく、主旨としては、この文言とおりになるかは別として、委員の皆様、共通理解ができていないかと思います。次の11月に会議がございしますので、それまでに事務局で、再度、小野委員や吉田委員のご意見、ご提案も含めて、文言等検討いただければと思います。また、11月にこの本文につきましては検討したいと思いますので、よろしくをお願いします。

つづいて、審議事項②障害児等療育支援事業について、事務局から説明をお願いします。

【障害福祉事業課 真木主査】

資料7-1、7-2を説明。

【佐藤部会長】

ご説明ありがとうございました。先程、前本委員から、回数が減ったら、推進にならないという厳しいご指摘もありましたが、委員の皆様から、ご意見、ご質問がありましたら、よろしく申し上げます。

【前本委員】

この事業の受託事業者等連絡協議会の会長の立場で意見を申し上げたいと思うのですが、ピンポイントにこの時期、この子を集中的にサポートしないと崩れてしまうという危機回避的な部分もあるので、回数制限により、機械的にあてはめられると現場は大変動きにくくなってしまいます。あくまで、目安にさせていただいて、総予算の中での柔軟な対応をお願いしたいと思いません。

昨年度は、たぶんオーバーしたところはなかったと思うんですけども、特に民間事業所が自主規制して、あげないようにして調整したものですから、この額、この回数で良いと思っていただくとちょっと困ります。あがってないものはどうなっているかというところ、ほぼボランティアです。いわゆる人件費はどこからも出ないので、頼む、いいから行ってくれということで、やっているという現実は知っておいてほしいです。

この事業所連では、毎年、アンケートをすることにしていまして、経年的に変化の報告もします。今年度からのアンケートで、実際に行ったけれども、県に請求しなかった件数はどのくらいありますかというアンケートを付け加えることにしました。行ったけれども、あげていない件数も出てきますから、まとまりましたら、県へ提出いたしますので、参考にさせていただきたいと思えます。

問題は結局、総枠の話で、1億弱というところで、この5つの事業は多岐にわたっているのです。例えば、保育所訪問に専念しているところもあれば、通所の支援に特化しているところもあればという感じで、割りとバランスよくばらけてはいるんですけども、どれも大事なもので、突っつきあわせて、どこにどれだけ配分するかというところも、いずれ、協議できればうれしいと思っております。そこはお願いしたいと思えます。

特に保育所支援は、保育所等訪問支援事業が非常に使いにくいという話は第1回の時にも出ました。この代わりに、障害児等療育支援事業を使っている事業所はたくさんあります。平成26年度に出た、これからの障害児の支援のあり方検討会の最終報告でも、個別給付の中でやっている保育所等訪問支援事業は、結局、そのお子さんのために行くという建て前の中でやる以上、本当の保育所支援になりにくいので、障害児等療育支援事業等々を使いながらやっていくということは、もう、厚労省で平成26年の段階で出ていますので、それに沿った運用をしていただきたいと思います。

【佐藤部会長】

ご意見ありがとうございます。今のアンケートの結果は、年度末にまとまるのでしょうか。

【前本委員】

その予定です。一応、11月にやる予定です。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。いずれにしても、何らかの約束事みたいなものは、たぶん記載しなければいけないと思いますが、例えば、「原則として」とか、そのような記載の仕方でしょうか。具体的にこのように記載した方がいいのではないか、あるいは、これ自体を削除した方がいいのではないかと、ご提案があればお願いします。

【前本委員】

一応、現実には、(3)各事業所においては、実施協議の件数の範囲内で実施してくださいとあって、ある意味、まるめです。例えば、⑤の施設支援に年間100回分をもらって、その中で均等にとというような形にしているので、現実には、この回数しほりよりは、ちょっと緩やかになっており、大変助かっております。

もう一つは、公立と民間では、やっている仕事は公立も同じで、公立の取り分が少なくなってしまうのは、自分らの脛が細っても、同じ仲間としてやっており、心苦しかったので、是非、傾斜配分なしでやってもらっていいかなと思います。

【佐藤部会長】

皆様、いかがでしょうか。

【長谷川委員】

私どもの施設でも、前本先生がおっしゃったように、外来療育等をやっていますが、2年ぐらい前から巡回の職員のしほりができました。国家資格を有するという事で、さらに保育士においては3年の経験があるかという形で、要綱に記載されておりますけれども、先程の小野委員からの資料の2ページ目の中段に、児童発達支援センターにおいては嘱託医、児童指導員及び保育士や機能訓練等の担当職員ということで、児童発達支援センターには、児童指導員という国家資格ではありませんけれども、任用資格で採用している職員がいます。実際、経験等をしていきますと、何ら、保育士とかわらない。その人たちも十分ノウハウを持っております。実際問題として、相談の巡回等に行けないことはないんですけれども、結局、こちらのカウンターの回数にはならないというようなところで、他の事業所においても、児童指導員の方がいて、人員も不足しておりますから、保育士の数も少ない中で、児童指導員

というのも任用資格の中でいらっしゃると思います。その人たちが業務をしても、対価に値しないというのは、しほりを導入した時点から、私も県に電話で確認させていただいたが、事情はわかりましたということになっておりますので、そのへんのところの改善を考えていただければと思います。

【佐藤部会長】

今の児童指導員の件は、この募集要領のどのあたりに記載されていますか。

【長谷川委員】

平成30年度(案)の人員及び設備に関する留意事項のア、イ、ウの中には、児童指導員という文言が入ってないことです。実際問題として、各事業所にはいるはずですが。ウのところには、保育士は3年以上の経験と記載されていますから、せめて、児童指導員も3年以上とか、5年以上のしほりを付けても構いませんから、実際やっておりますので、考えた方がいいのかなと思います。

【佐藤部会長】

ご指摘ありがとうございます。これは、11月では間に合わないですか。

【障害福祉事業課 真木主査】

大丈夫です。

【佐藤部会長】

わかりました。前本委員、長谷川委員からのご指摘につきまして、事務局でご検討いただき、11月に再度ご提案をいただきたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

【吉田委員】

今、長谷川委員が言った箇所でございますけれども、私もやっていたときに、任用資格者は対象外ですと言われて、請求を断られました。私は経験がある人については、具体的な資格は網羅的にあげていった方がいいと思います。PTもOTもSTも含めれば、児童指導員も含めるというように網羅的に記載していただけると大変ありがたいと思います。

【前本委員】

29年度は、2ページのウの部分の厳しく運用されていますが、昨年度は相談支援専門員で受け付けてくれていました。施設支援のところは、本当に現場がわかっている人がいるわけで、行った人ではなくても、施設にその職の人がいて、帰ってきて、指導すれば、連名で出していいとしていただけたんですけれども、その代わりに、これも厳しくなって、連名の対象から相談支援専

門員が指導運用上外れちゃっているのもう少し柔軟にしてもらえればいいのかと思います。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。かなり具体的なご指摘も多くいただきました。これは千葉県の募集要領であり、県の裁量もあると思いますので、次回までに、今のご意見を含めて、再度、ご提案をお願いしたいと思います。

それではよろしいでしょうか。それでは、(3)その他につきまして、事務局から説明をお願いします。

【障害福祉事業課 池田班長】

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(新旧対照表)」を説明。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日、審議した内容も含め、何かございましたら、事務局へメール等でご連絡いただければと思います。

それでは、そろそろ予定の時間となりました。少し時間を超えましたが、皆様には、様々、具体的にご検討、ご議論をいただきまして、ありがとうございます。事務局に進行をお返ししたいと思います。

【障害福祉事業課 池田班長】

佐藤部会長、ありがとうございます。第六次計画の素案につきましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、事務局におきまして、修正案を作成したいと考えております。また、資料をお持ち帰りいただきまして、他にご意見等がございましたら、お忙しいところ大変恐縮ですが、来週の10月13日ぐらいを目途にメール等で事務局へご意見をいただければ幸いです。

それから、次回の第3回の専門部会については、すでに日程をお伝えしておりますが、11月2日(木)午後6時から、県庁中庁舎10階の大会議室で予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは以上をもちまして、第2回専門部会を終了させていただきます。委員の皆様、長時間にわたりまして、ご審議いただき、ありがとうございます。